

平成 30 年度東京都
「東京版EMPファンド創設」に係る
補助金交付要綱

目次

(本則)

第1	通則.....	1
第2	目的.....	1
第3	補助事業と本要綱の構成.....	1
第4	応募方法.....	2
第5	選定方法.....	2
第6	補助金の交付対象.....	2
第7	補助金の交付申請.....	2
第8	補助金の交付決定.....	3
第9	補助金の交付申請の撤回.....	3
第10	補助金額の確定.....	3
第11	補助金の支給.....	3
第12	関係者の責務.....	3
第13	立入検査.....	3
第14	適用期間.....	3
第15	その他附則.....	4

募集要項

平成30年度東京都「東京版EMPファンド創設」に係る
補助金に関する「東京版EMPファンド運営事業者」募集要項

平成30年度東京都「東京版EMPファンド創設」に係る補助金交付要綱（本則）

30政調渉第122号

平成30年4月27日

改正 30政調渉第416号

平成30年7月13日

第1 通則

- 1 平成30年度東京都「東京版EMPファンド創設」に係る補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 2 東京版EMPファンド運営事業者（以下「運営事業者」という。）は、平成30年度東京都「東京版EMPファンド創設」に係る補助金に関する「東京版EMPファンド運営事業者」募集要項（以下「募集要項」という。）で定める内容を遵守するものとする。

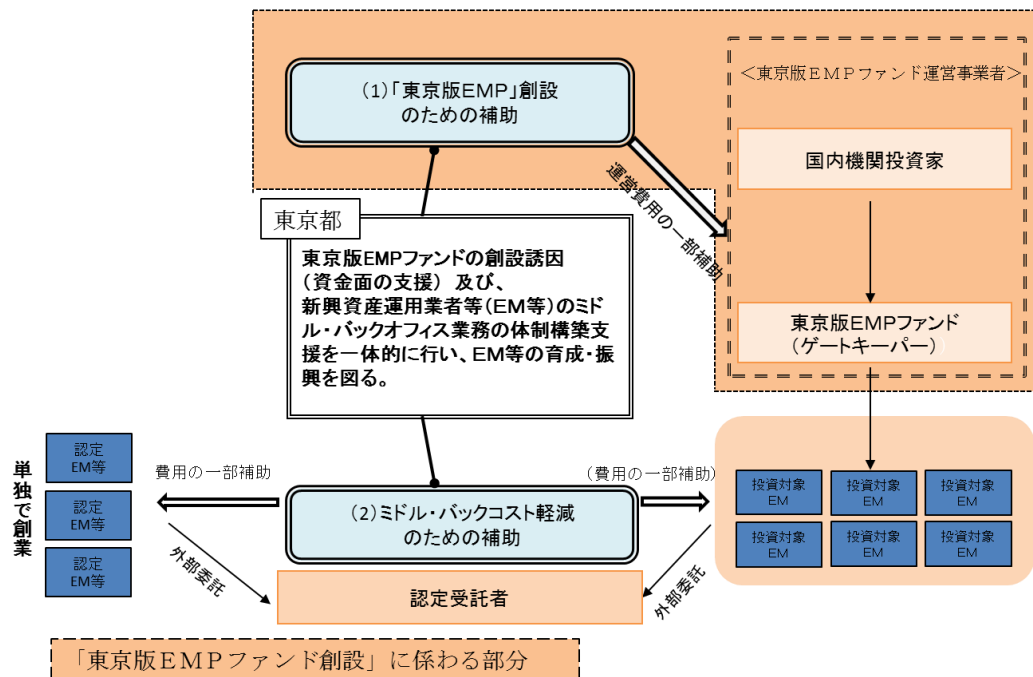
第2 目的

日本には諸外国の国際金融センターと比べ資産運用業者が少ないことに加え、欧米やシンガポールなどにみられるような、機関投資家が新興資産運用業者（Emerging Manager、以下「EM」という。）に対して資金を預け、育成につなげていく仕組み（Emerging Managers Program、以下「EMP」という。）が存在しない。本平成30年度東京都「東京版EMPファンド創設」に係る補助金交付要綱（以下「本要綱」という。）は、東京都が国内機関投資家にEM向け運用資金を提供するインセンティブ（補助金）を与えることにより、運営事業者がEMを育成する東京版EMPファンドを創設、運営することを目的とするものである。

第3 補助事業と本要綱の構成

EM育成のための東京版EMPファンドの創設、運営を補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）とする（新興資産運用業者育成事業の全体像を参照）。本要綱は、「本則」と「募集要項」から構成される。

【新興資産運用業者育成事業の全体像】



第4 応募方法

募集要項「第8 応募手続」を参照すること。なお、応募書類の提出先は以下のとおり。

提出先：東京都政策企画局調整部渉外課戦略事業担当

「新興資産運用業者育成事業」担当宛て

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号東京都庁第一本庁舎11階北

電話 03-5388-2144

第5 選定方法

募集要項「第9 選定方法」を参照すること

東京都政策企画局内に選定に関する委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会により、応募者の中から運営事業者の選定を行う。

第6 補助金の交付対象

募集要項「第3 定義」に記載されるEMP関連費用とする。

第7 補助金の交付申請

補助金申請者は、この補助金の交付を受けようとするときは、「別紙E 補助金の交付申請書」を東京都に提出しなければならない。

なお、選定時と内容に変更がある場合は、東京都に対し変更内容を説明することとし、

重要な変更があった場合、東京都は再度選定委員会に付議する。

第8 補助金の交付決定

- 1 東京都は、補助金の交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書により補助金申請者に通知する。
- 2 東京都が必要と認めるときは、補助金の交付決定において補助金の交付申請に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
- 3 東京都は、交付の決定に当たり、補助金申請者に対し、必要に応じて条件を付すことができる。

第9 補助金の交付申請の撤回

- 1 補助金申請者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して異議があるときは、補助金の交付申請を撤回することができる。
- 2 補助金申請者は、補助金の交付申請を撤回する場合については、交付決定通知書が交付された日から14日以内に「別紙G 補助金の交付申請の撤回に係る届出書」を東京都に提出しなければならない。

第10 補助金額の確定

東京都は、補助金申請者から「別紙J 東京版EMPファンド創設に係る補助金の請求予定額」及びその他の提出書類の提出を受け、審査及び現地調査等からなる補助金確定調査により、交付すべき補助金額を確定し、補助金額の確定通知書により補助金申請者に通知する。

第11 補助金の支給

募集要項「第10 本事業における実施規則」の「3 補助金の支給」を参照のこと

第12 関係者の責務

運営事業者は、補助金が都民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金の交付の目的にしたがって誠実に補助事業を行うよう努めなければならない。

第13 立入検査

募集要項「第11 立入検査と是正措置」の「1 立入検査」を参照のこと

第14 適用期間

本要綱の適用期間は、平成30年4月27日から平成31年3月31日までとする。

本要綱（改正）は、平成30年7月13日から施行するものとする。

第15 その他附則（詳細は募集要項を参照）

1 民間補助金との重複禁止

2 状況報告等

運営事業者は、補助事業の状況について、定期的に報告しなければならない。また、補助事業の適正を期する必要があることから、報告又は帳簿書類等の提出を求められたときは、適切に対応しなければならない。

3 是正のための措置

募集要項「第11 立入検査と是正措置」の「2 是正のための措置」を参照のこと

4 決定の取消し

- (1) 東京都は、運営事業者又は投資対象EMが募集要項「第11 立入検査と是正措置」の「3 交付決定の取消し」に該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- (2) 上記（1）の命令は交付すべき補助金額を確定した後においても適用する。既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。
- (3) 上記（1）の規定により、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、東京都が補助金の返還を命じたときは、運営事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金額（一部を返還した場合のその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (4) 東京都が、補助金の返還を命じた場合において、運営事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、運営事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (5) 上記（3）（4）に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

上記（4）の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

平成30年度東京都

「東京版EMPファンド創設」に係る補助金に関する

「東京版EMPファンド運営事業者」募集要項

目次

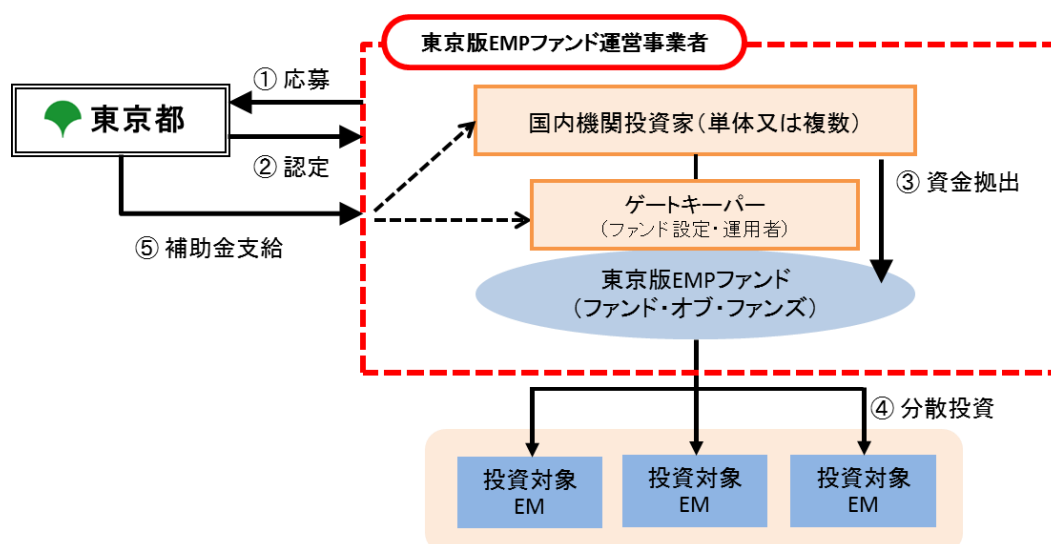
第1	事業目的.....	1
第2	事業の概要.....	1
第3	定義.....	3
第4	事業スキーム.....	4
第5	投資対象EM.....	7
第6	東京版EMPファンドの要件.....	8
第7	運営事業者の要件.....	9
第8	応募手続.....	10
第9	選定方法.....	10
第10	本事業における実施規則.....	11
第11	立入検査と是正措置.....	12
第12	提出書類.....	13
第13	その他.....	16
別紙A	参加申込書 兼 誓約書	
別紙B	運営事業者の概要	
別紙C	業務提案書	
別紙D	スキーム図	
別紙E	補助金の交付申請書	
別紙F	東京版EMPファンド業務開始報告書	
別紙G	補助金の交付申請の撤回に係る届出書	
別紙H	投資対象EMの選定報告書	
別紙I	東京版EMPファンド資産運用業務実績報告書（四半期報告書・年次報告書）	
別紙J	東京版EMPファンド創設に係る補助金の請求予定額	
別紙K	東京版EMPファンド創設に係る補助金の請求書	

第1 事業目的

日本には諸外国の国際金融センターと比べ資産運用業者が少ないことに加え、欧米やシンガポールなどにみられるような、機関投資家が新興資産運用業者（Emerging Manager、以下「EM」という。）に対して資金を預け、育成につなげていく仕組み（Emerging Managers Program、以下「EMP」という。）が存在しない。本平成30年度東京都「東京版EMPファンド創設」に係る補助金交付要綱（以下「本要綱」という。）は、東京都が国内機関投資家にEM向け運用資金を提供するインセンティブ（補助金）を与えることにより、東京版EMPファンド運営事業者（以下「運営事業者」という。）がEMを育成する東京版EMPファンドを創設、運営することを目的とするものである。

第2 事業の概要

1 事業スキーム



- ① 国内機関投資家とゲートキーパーが共同で運営事業者の認定を受けるべく応募する（ただし、国内機関投資家候補の見込みのあるゲートキーパーは単体での応募も可とする。）。
- ② 東京都は応募者の中から運営事業者を認定する。
- ③ 国内機関投資家は東京版EMPファンドに資金拠出を行う。
- ④ 東京版EMPファンドは投資対象EMが運用するファンド等へ分散投資を行う。
- ⑤ 東京版EMPファンドの運営費用の一部を東京都が補助金として支給する。

2 事業規模

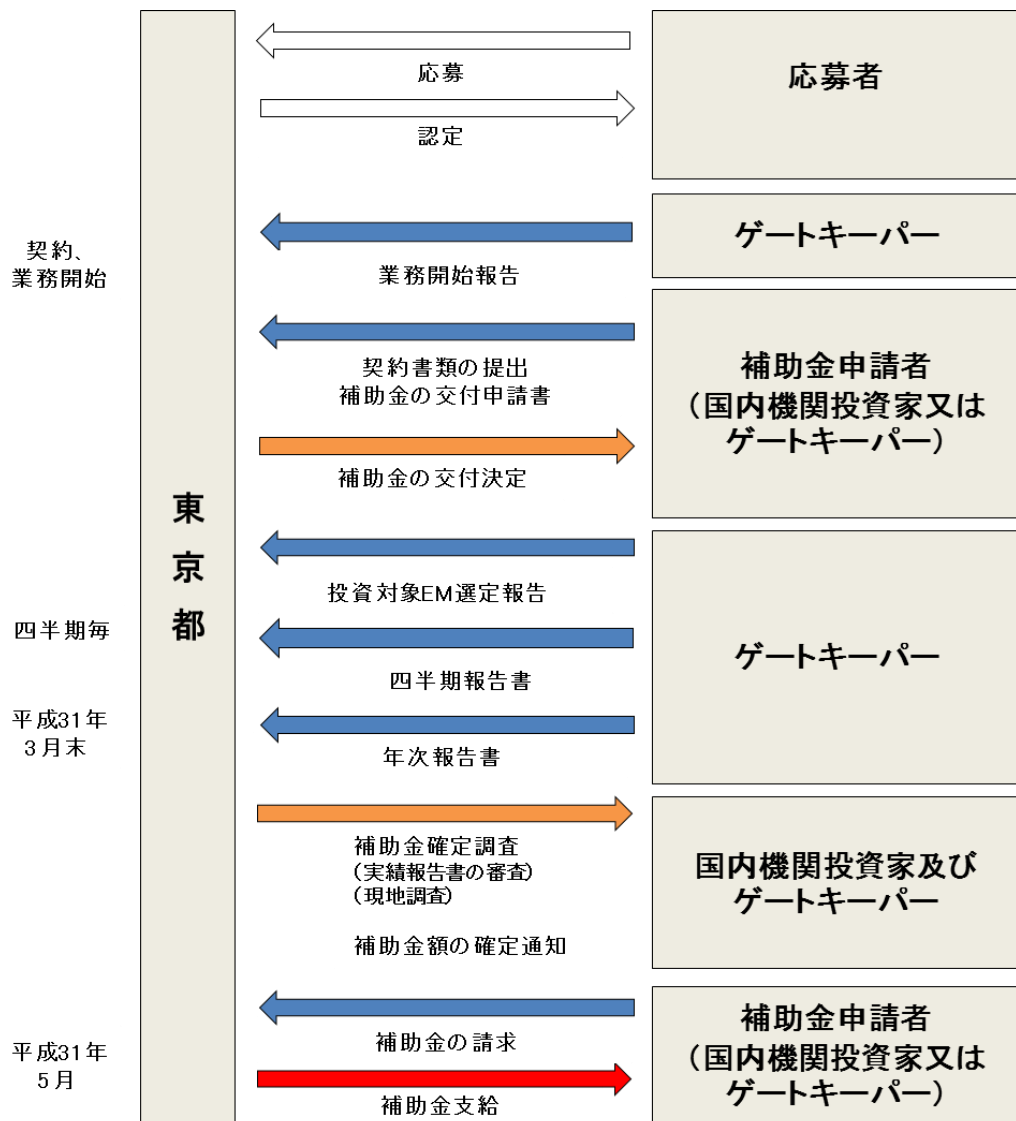
本事業が想定する事業規模は、以下のとおり。

- (1) 補助金交付の限度額は3億円
- (2) 運営事業者の認定数は、補助金交付予算の範囲内で東京都が決定する。

3 実施期間

本事業の実施期間は、平成30年4月27日より平成31年3月31日までとする。

4 補助金支給までの事務フロー図



提出書類に関しては、「第12 提出書類」を参考とすること

第3 定義

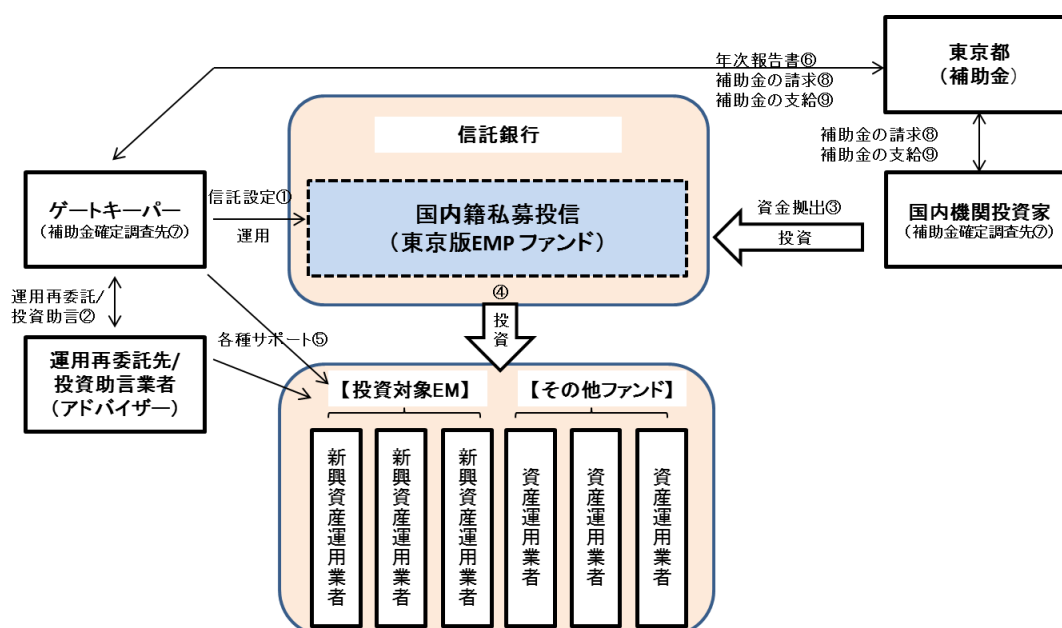
投資対象EM	「第5 投資対象EM」参照
東京版EMPファンド	投資対象EMが運用するファンド等へ投資を行うファンドであり、「第6 東京版EMPファンドの要件」を満たすファンド。認定日(=東京版EMPファンドの運営事業者を東京都が認定した日)以降に下記に定義するゲートキーパーによって設定されたファンド、又は認定日時点で既に設定され東京都の認定を受けたファンド
国内機関投資家	東京版EMPファンドの投資家で、内国法人である者。ただし、下記に定義するゲートキーパーが東京版EMPファンドに投資した場合は、国内機関投資家として扱わない。
補助金対象外の投資家	東京版EMPファンドの投資家で、国内機関投資家以外の者
ゲートキーパー	東京版EMPファンドの運用者として東京都より認定された者
運営事業者	東京版EMPファンドに投資を行う国内機関投資家及びゲートキーパー、又は国内機関投資家候補の見込みのあるゲートキーパーで「第7 運営事業者の要件」を満たす者
EMP関連費用	認定日以降の東京版EMPファンドの運営に係る費用であり、ゲートキーパーの運用報酬(運用再委託先又は投資助言業者(アドバイザー)の手数料を含む)、信託銀行の信託報酬(東京版EMPファンドが国内籍私募投信の場合)、トラスティー、カスタディアン、アドミニストレーター契約に係る費用の合計(東京版EMPファンドが外国籍私募投信の場合)で東京版EMPファンドの契約書(信託約款等)に明記されているもの。なお、運用報酬は運用残高に応じて支払われるものに限定し、運用成績に関連して支払われる運用報酬(成功報酬等)はEMP関連費用に含めない。消費税及び地方消費税相当額は除く。投資対象EMが運用するファンドの運用に係る報酬、費用等は含まない。また、金銭信託(特定金銭信託等)を通じて東京版EMPファンドに投資を行う場合、当該金銭信託の運用に係る報酬、費用等は含まない。
補助金額	EMP関連費用のうち「第10 本事業における実施規則」に規定される金額の2分の1の金額(上限は3億円)。千円未満の端数は切り捨てる。消費税及び地方消費税相当額は除く。
補助金の確定調査先	以下の運営事業者とする。 1 国内機関投資家(認定日以降に当該ファンドに投資した者) 2 ゲートキーパー(内国法人である場合に限る。)
補助金の支給先	補助金申請者であり、以下のいずれかとする。

	1 国内機関投資家（認定日以降に当該ファンドに投資した者） 2 ゲートキーパー（内国法人である場合に限る。）
子会社等	子会社、関連会社及び関係会社を指し、その定義は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）による。

第4 事業スキーム

1 事業スキーム例として例1から例3を示す。

(1) スキーム例1

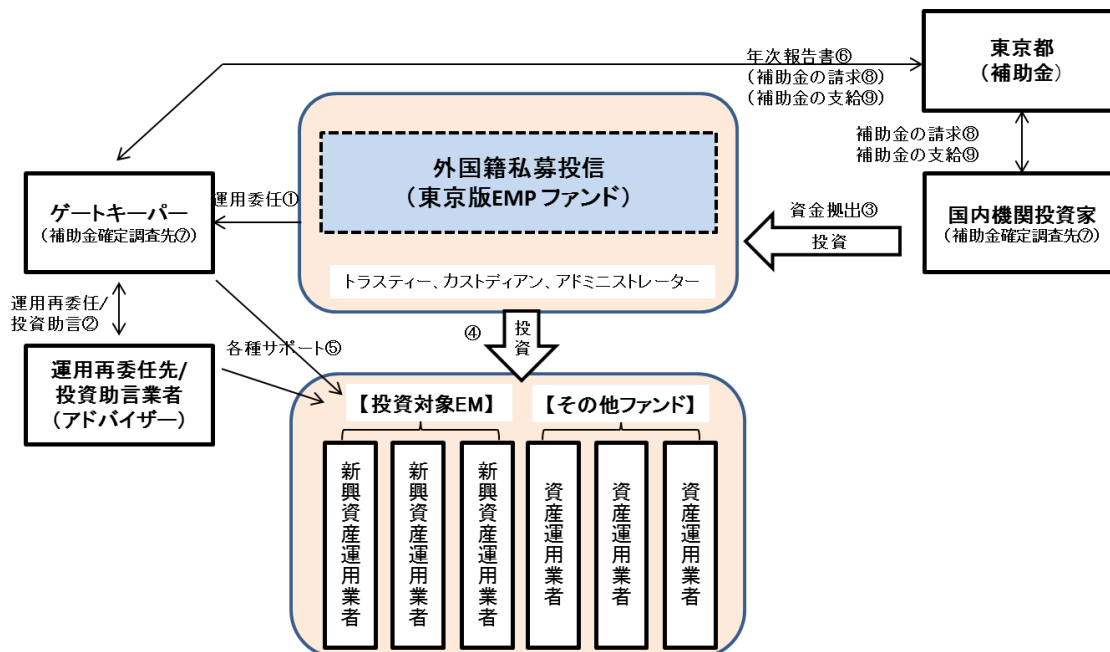


(スキームの概要)

- ① 東京都が認定したゲートキーパーは、東京版EMPファンド（国内籍私募投信）を設定する。
- ② ゲートキーパーは、運用再委託先又は投資助言業者（アドバイザー）と、東京版EMPファンドが行う投資対象EMへの投資に関する運用再委託契約又は助言契約を締結する（任意）。
- ③ 国内機関投資家（及び補助金対象外の投資家）は東京版EMPファンドに資金拠出（投資）を行う。
- ④ 東京版EMPファンドは、投資対象EMが運用するファンド等へ投資する。
- ⑤ ゲートキーパーは、EM育成のために各種のサポートを行う。又は、運用再委託先、投資助言業者（アドバイザー）に各種サポートの全て又は一部を委任する。
- ⑥ ゲートキーパーは、EMP関連費用を計算し、年次報告書を東京都に提出する。
- ⑦ 東京都は、補助金確定調査を国内機関投資家及びゲートキーパーに対して行う。

- ⑧ 国内機関投資家又はゲートキーパーは、東京都に補助金の請求を行う。
- ⑨ 東京都は、補助金申請者（国内機関投資家又はゲートキーパー）に補助金を支給する。

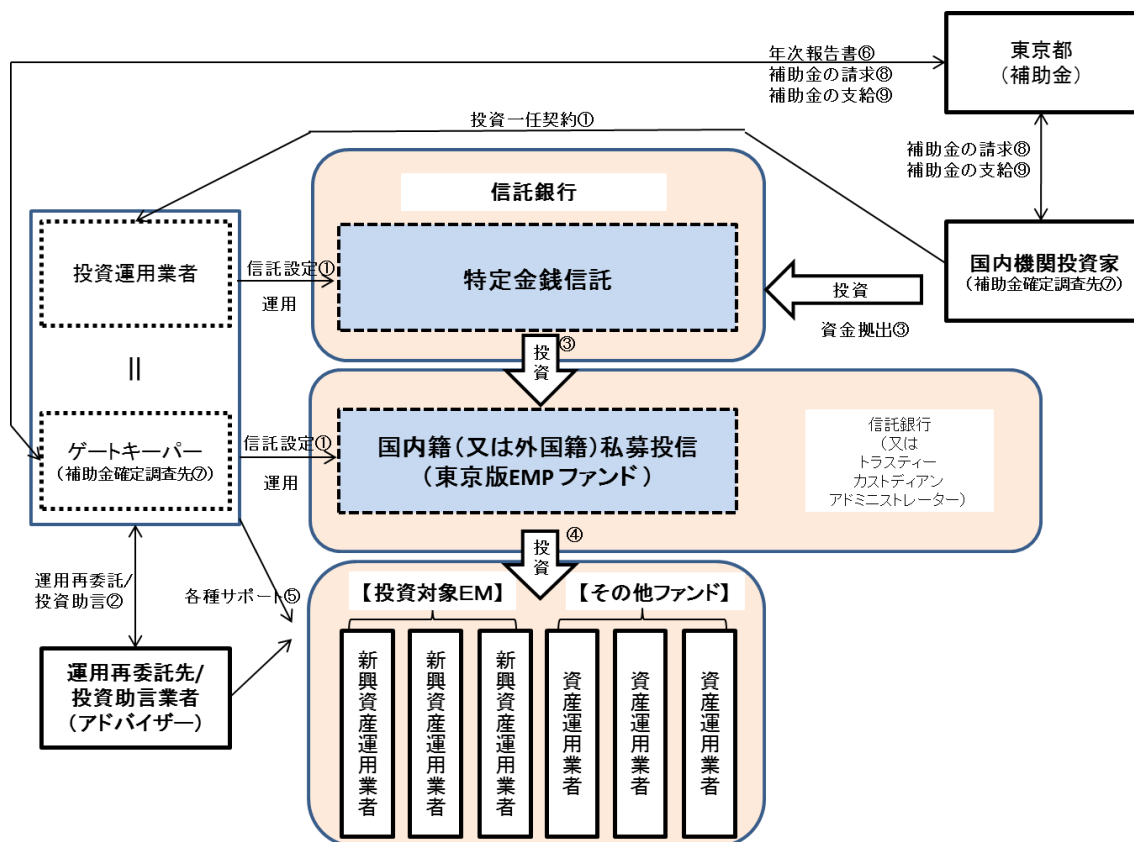
(2) スキーム例2



(スキームの概要)

- ① トラスティーは、東京版EMPファンド（外国籍私募投信）を設定、東京都が認定したゲートキーパーに運用を委任する。
- ② ゲートキーパーは、運用再委任先又は投資助言業者（アドバイザー）と、東京版EMPファンドが行う投資対象EMへの投資に関する運用再委任契約又は助言契約を締結する（任意）。
- ③ 国内機関投資家（及び補助金対象外の投資家）は東京版EMPファンドに資金拠出（投資）を行う。
- ④ 東京版EMPファンドは、投資対象EMが運用するファンド等へ投資する。
- ⑤ ゲートキーパーは、EM育成のために各種のサポートを行う。又は、運用再委任先、投資助言業者（アドバイザー）に各種サポートの全て又は一部を委任する。
- ⑥ ゲートキーパーは、EMP関連費用を計算し、年次報告書を東京都に提出する。
- ⑦ 東京都は、補助金確定調査を国内機関投資家及びゲートキーパーに対して行う。
- ⑧ 国内機関投資家又はゲートキーパーは、東京都に補助金の請求を行う。
- ⑨ 東京都は、補助金申請者（国内機関投資家又はゲートキーパー）に補助金を支給する。

(3) スキーム例3



(スキームの概要)

- ① 国内機関投資家は、投資運用業者と投資一任契約を締結し、国内の信託銀行に特定金銭信託を設定する。また、東京都が認定したゲートキーパーは、東京版EMPファンドを設定する。
- ② ゲートキーパーは、運用再委託先又は投資助言業者（アドバイザー）と、東京版EMPファンドが行う投資対象EMへの投資に関する運用再委託契約又は助言契約を締結する（任意）。
- ③ 国内機関投資家（及び補助金対象外の投資家）は特定金銭信託に資金拠出（投資）を行う。また、当該特定金銭信託は東京版EMPファンドに投資する。
- ④ 東京版EMPファンドは、投資対象EMが運用するファンド等へ投資する。
- ⑤ ゲートキーパーは、EM育成のために各種のサポートを行う。又は、運用再委託先、投資助言業者（アドバイザー）に各種サポートの全て又は一部を委任する。
- ⑥ ゲートキーパーは、EMP関連費用を計算し、年次報告書を東京都に提出する。
- ⑦ 東京都は、補助金確定調査を国内機関投資家及びゲートキーパーに対して行う。
- ⑧ 国内機関投資家又はゲートキーパーは、東京都に補助金の請求を行う。
- ⑨ 東京都は、補助金申請者（国内機関投資家又はゲートキーパー）に補助金を支給する。

- 2 その他、運営事業者が提案し、東京都が認定したスキームも可とする。

第5 投資対象EM

投資対象EMとは、1「創業型EM」又は2「誘致型EM」のいずれかに該当し、
3「要件」に掲げる(1)から(13)の要件を全て満たす者とする。

- 1 創業型EM：3(1)の登録前に、日本国外において資産運用に関連する免許を保有する資産運用会社又はその子会社等でない者を指す。
- 2 誘致型EM：日本国外において資産運用に関連する免許を保有する資産運用会社又はその子会社等であって、3(1)の登録を新たに受けた者を指す。なお、既に日本国内に3(1)の登録を受けた子会社等を設立している外国法人が、新たに設立した子会社等は除く。

3 要件

(1) 登録基準

金融庁又は関東財務局に金融商品取引業者(投資運用業)の登録をしていること(金融商品取引法第29条の5第1項に規定する「適格投資家向け投資運用業」を含む)、又は投資助言・代理業(金融商品取引法第2条第8項第11号、13号)の登録をしており、平成35年度末までに、投資運用業又は適格投資家向け投資運用業の登録を目指していること。なお、投資対象EMが投資助言・代理業の場合、本要綱における運用会社とは当該投資助言・代理業者を指し、投資対象EMの運用するファンドとは当該投資助言・代理業者が助言を行っているファンドを指すものとする。

(2) 「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択していること、又は平成31年3月31日までに採択を予定していること(ただし、投資助言・代理業者には適用しない。)

(3) スチュワードシップ・コードの受入れを表明していること。又は平成31年3月31日までに受入れの表明を予定していること(ただし、投資助言・代理業者には適用しない。)。コードそのものの受入れを表明しない場合には、その理由をゲートキーパーが東京都に説明すること

(4) 運用年数基準

創業型EM：平成25年4月1日以降に、上記(1)の登録を受けていること
(運用年数が概ね5年を経過していないこと)

誘致型EM：平成25年4月1日より前に、日本国外で運用を開始していない資産運用会社又はその子会社等(グループ会社の運用実績を含む)であって、平成30年4月1日以降に、上記(1)の登録を受けていること(運用年数が概ね5年を経過していないこと)

(※)平成25年4月1日より前に金融商品取引業者(第一種業、第二種業、投資助言・代理業)又は金融商品取引法第63条に基づく適格機関投資家等特例業者

であったものが、平成25年4月1日以降に、上記（1）の投資運用業または適格投資家向け投資運用業の登録を受けている場合も要件を満たすものとする（会社法上の大会社を除く）。

（5）所在地基準

東京都において法人の設立又は支店の設置の登記を行っていること

（6）運用残高基準

東京版EMPファンドが投資対象EMに投資決定をした直近の月末における投資対象EMのグループ会社を含めた運用残高が1,000億円未満とする（ただし、投資助言・代理業者の場合は、投資助言・代理業務に係る残高とする）。

（7）主要株主基準

以下ア、イの子会社等となっていないこと

ア 会社法上の大会社

イ 金融庁から免許、許可、登録等を受けている金融機関

（8）投資対象基準

原則として、金融商品取引法上の金融商品を投資対象とし、現物資産（木材、農産物、鉱物、不動産等）への直接投資は含まないこと

（9）法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと

（10）現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと

（11）過去に国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと

（12）行政処分により業務停止命令の期間中である運用会社でないこと。行政処分により業務改善命令を受けており、行政庁に対する報告等の対応が全て完了していない運用会社でないこと

（13）違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業を営んでいないこと

第6 東京版EMPファンドの要件

東京版EMPファンドは、以下の要件を全て満たさなければならない。

1 東京都が認定した東京版EMPファンド運営事業者が運用するファンドで下記のいずれかの要件を満たすファンド

（1）既存ファンドの場合、「別紙C 業務提案書」に名称が記載されたファンド

（2）新規に設定するファンドの場合、運営事業者により新規に設定されたファンド等

で、「別紙F 東京版EMPファンド業務開始報告書」に名称が記載されたファンド

- 2 5社以上の投資対象EMが運用するファンドへの分散投資を目指す。
- 3 投資対象EM1社当たりの投資額は概ね50億円とする。ただし、当初は少額とし、その後追加投資を検討していくことも可とする。
- 4 東京版EMPファンドは投資対象EMが運用するファンド以外のファンドにも投資することができるが、その投資部分は補助金の支給対象にならない。

第7 運営事業者の要件

1 国内機関投資家の要件

EMに資金を預け、育成につなげるという東京都の行政目的に賛同し、投資対象EMへの資金拠出を行う予定であること

2 ゲートキーパーの要件

ゲートキーパーは、以下の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 日本国内における金融商品取引業者（投資運用業）、又は海外で同様の免許を保有する投資運用業者
- (2) 国内機関投資家と補助金対象外の投資家の運用資金を合算し、投資対象EMへ総額100億円以上の資金拠出を目指すこと
- (3) 顧客本位の業務運営に関する原則を採択していること
- (4) スチュワードシップ・コードの受入れを表明していること
(注) ゲートキーパーが外国法人の場合は、(3)、(4)につき、同様の取組に関して選定委員会（第9 選定方法に規定）で説明すること

3 運営事業者の共通要件

運営事業者は、以下の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと
- (2) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと
- (3) 過去に国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと
- (4) 行政処分により業務停止命令の期間中でないこと。行政処分により業務改善命令を受けた場合、行政庁に対する報告等の対応が全て完了していること
- (5) 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業を営んでいないこと

第8 応募手続

1 応募書類の提出

募集期間内に、次の提出先まで持参し提出すること（要事前連絡）

提出先：東京都政策企画局調整部渉外課戦略事業担当

「新興資産運用業者育成事業」担当宛て

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号東京都庁第一本庁舎11階北

電話 03-5388-2144

2 募集期間

平成30年4月27日（金）から同年9月28日（金）午後3時まで

ただし、東京都が事業規模を超えると判断した場合は、募集期間を切り上げることがある。

3 提出書類

「第12 提出書類」を参照のこと

4 質問受付期間

平成30年4月27日（金）から同年9月14日（金）午後3時まで

質問はEメールにより送付すること（様式自由）

*口頭による質問は受けつけない。

Eメール:S8000368@section.metro.tokyo.jp

メールの件名の冒頭に「(EMP)」の文字を記載すること

回答は、質問者にEメールにより回答を送付する。

回答は、平成30年9月21日（金）午後3時までに随時行う。

第9 選定方法

1 予備調査

応募者が応募資格の要件を満たしているかについて、東京都職員が書面上の確認を行う。

2 選定委員会

(1) 東京都政策企画局内に選定に関する委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 選定委員会は応募者から提出された応募書類及び面談により、運営事業者の選定

を行う。

- (3) 選定委員会の時間、集合場所等の詳細は応募者に別途連絡する。

3 注意事項

- (1) 東京都から追加資料の提出や説明を求められた場合、応募者は速やかにその対応を行うこと
- (2) 東京都が補助金を支出することが困難と判断される課題が見受けられる場合（応募者として（1）の速やかな対応が困難な場合を含む）には、選定委員会での選定は行わない。
- (3) 選定結果に関する問合せ（選定されなかった理由等）には一切応じない。
- (4) 選定結果については、選定の可否を書面で通知する。
- (5) 東京都は、自らの裁量において予告なく本要綱に定める手続について、変更又は中止等を行うことができるものとする。また、東京都は、本要綱に定める手続の変更又は中止等によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対し、一切の責任を負わないものとする。

第10 本事業における実施規則

1 業務実績報告

運営事業者のうちゲートキーパーは、以下の報告を東京都に行わなければならない。

- (1) 「別紙F 東京版EMPファンド業務開始報告書」と東京版EMPファンドの運用に係る契約書の写しを業務開始後、速やかに東京都へ提出する。
- (2) 投資対象EMを選定したときは、速やかに「別紙H 投資対象EMの選定報告書」とその他の提出書類を東京都へ提出し、東京都の了承を得る。東京版EMPファンドが既存ファンドで、認定日以降で最初に投資対象EMに追加投資することを決定したときは、速やかに「別紙H 投資対象EMの選定報告書」とその他の提出書類を提出し、東京都からの了承を得る。
- (3) 四半期末の実績について、翌月末日までに「別紙I 東京版EMPファンド資産運用業務実績報告書」を東京都へ提出する。
- (4) 平成30年度の年次実績について、平成31年3月末日までに「別紙I 東京版EMPファンド資産運用業務実績報告書」及びその他の提出書類を提出する。
- (注) 「第12 提出書類」を参照のこと

2 補助金額の算出

- (1) EMP関連費用のうち、以下（2）から（4）にて規定される金額の2分の1を補助金額とする（上限3億円）。
- (2) 補助金の対象は、東京版EMPファンドのうち国内機関投資家の投資部分に係る

EMP関連費用で、かつ東京版EMPファンドが投資するファンドのうち投資対象EMに係る部分とする。なお、国内機関投資家と補助金対象外の投資家のEMP関連費用は、投資期間及び投資口数を用いて按分計算するものとし、また投資対象EMと投資対象EM以外に投資したEMP関連費用は、投資期間及び運用残高（金額）を用いて按分計算するものとする。これら按分方法については、「別紙C 業務提案書」に記載し、按分計算については、「別紙I 東京版EMPファンド資産運用業務実績報告書」に記載すること

- (3) EMP関連費用が外貨建てで表記される場合は、費用を最後に支払った日の東京都指定金融機関の電信売買相場の仲値（午前10：00 外国為替公示相場）を用い、円貨に換算した金額を別紙Iに記載すること
- (4) 以下の費用は、補助金の対象外とする。
 - ア 認定日の前日以前に東京版EMPファンドに投資した部分に係るEMP関連費用
 - イ 補助金対象外の投資家が、東京版EMPファンドに投資している部分に係るEMP関連費用
 - ウ 投資対象EM以外へ投資した部分に係るEMP関連費用
- (5) 補助金申請者は、補助金に係る経理について当該補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、本事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

3 補助金の支給

- (1) 補助金申請者は、平成31年3月末日までに「別紙J 東京版EMPファンド創設に係る補助金の請求予定額」及びその他の提出書類を東京都に提出し、東京都から補助金額の確定通知書を受領した後、速やかに「別紙K 東京版EMPファンド創設に係る補助金の請求書」を東京都に提出する。
- (2) 東京都は、補助金申請者が指定する銀行口座に平成31年5月末日（休日、祝日の場合は前営業日）までに補助金を振り込むものとする。

第11 立入検査と是正措置

1 立入検査

東京都は、東京都職員をして、運営事業者に対して報告を求め、又は必要に応じてその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 是正のための措置

- (1) 本要綱及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査の

結果、補助事業が本要綱にしたがって遂行されていないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを命じることがある。

(2) 状況報告等は、上記(1)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

3 交付決定の取消し

東京都は、運営事業者又は投資対象EMが次のいずれかに該当した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、この規定は、交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

- (1) 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団員等であると判明したとき
- (3) 本要綱、その他法令に違反したとき
- (4) 金融庁又は関東財務局より金融商品取引業者（投資運用業、金融商品取引法第29条の5第1項に規定する「適格投資家向け投資運用業」を含む）、又は投資助言・代理業（金融商品取引法第2条第8項第11号、13号）の登録を受けていた投資対象EMが、東京都による認定後に業務停止命令・業務改善命令等の行政処分を受けたとき

4 運営事業者認定の取消し

- (1) 東京都は、運営事業者が本事業の実施期間中に「第7 運営事業者の要件」を満たさないことが認められた場合は、運営事業者の認定を取り消すことができる。
- (2) 運営事業者は、本事業の実施期間中に、事業の継続が困難な状況に陥るなど、運営事業者としての業務の継続に支障をきたすような事象が発生した場合は、速やかに東京都と協議すること

第12 提出書類

1 応募に際し、東京都に提出する書類等は次のとおりとする。

提出書類	必要部数	備考
参加申込書 兼 誓約書	1部	様式は「別紙A」を用い、応募者の全てが記入すること。複数の国内機関投資家が共同で投資する場合、全ての国内機関投資家が記入すること
運営事業者の概要	1部	様式は「別紙B」を用いること(※)
業務提案書	8部	様式は「別紙C」を用いること
スキーム図	8部	様式は「別紙D」を用いること
履歴事項全部証明書	1部	直近3ヶ月以内に取得したもの(※)

納税証明書	1部	最新のもの(※)
会社案内・パンフレット	8部	(※)
事業報告書又は有価証券報告書等、業務の実績及び財務の状況を説明したもの	1部	直近3期分(※)
ゲートキーパーの「顧客本位の業務運営に関する原則」の採択を示す資料	1部	ゲートキーパーが提出すること
ゲートキーパーのステewardシップ・コードの受入れを示す資料	1部	ゲートキーパーが提出すること
その他東京都が必要と認めた書類	8部	別途指示があった場合に提出

(※) 応募者の全てが提出すること。履歴事項全部証明書、納税証明書に関して、応募者が外国法人の場合は、当該国での類似の書類で代用するものとする。

2 東京版EMPファンドの認定後、東京都に提出する書類等は次のとおりとする。

提出書類	必要部数	備考
東京版EMPファンドの運用に係る契約書の写し	1部	信託報酬、費用が明記されているEMP関連費用の計算に関連する契約書等 (国内籍私募投信の約款、外国籍私募投信契約書(カストディアン、トラステイヤー、アドミニストレーターとの契約を含む)、投資助言会社(アドバイザリー)との契約書等)
補助金の交付申請書	1部	様式は「別紙E」を用いること 「別紙E」に示された別途提出書類も併せて提出すること(様式は任意)
東京版EMPファンド業務開始報告書	1部	様式は「別紙F」を用いること
補助金の交付申請の撤回に係る届出書(必要な場合)	1部	様式は「別紙G」を用いること

3 投資対象EMを選定したとき、東京都に提出する書類等は次のとおりとする。

投資対象EMの選定報告書	1部	様式は「別紙H」を用いること
投資対象EMの説明資料	1部	ゲートキーパーは、投資家向けのファンド案内等、投資対象EMの内容がわかるものを提出すること
東京版EMPファンドの国内機関投資家名	1部	ゲートキーパーは、東京版EMPファンドに投資しており、補助金の申請を希望している国内機関投資家名を提出する

		こと（様式は任意）
投資対象EMの「顧客本位の業務運営に関する原則」の採択を示す資料	1部	選定時点で未策定の場合、これを速やかに策定し、平成31年3月31日までに提出すること
投資対象EMのステュワードシップ・コードの受入れを示す資料	1部	選定時点で受入れがなされていない場合、これを受入れ後、平成31年3月31日までに提出すること。コードそのものの受入れを表明しない場合には、その理由をゲートキーパーが東京都に説明すること

4 四半期毎に東京都に提出する書類等は次のとおりとする。

提出書類	必要部数	備考
東京版EMPファンド資産運用業務実績報告書（四半期報告書）	1部	様式は「別紙I」を用いること

5 平成31年3月末日までに東京都に提出する書類等は次のとおりとする。

提出書類	必要部数	備考
東京版EMPファンド資産運用業務実績報告書（年次報告書）	1部	様式は「別紙I」を用いること。請求書、領収書等の写し、支払指図書、支払明細書等を提出
東京版EMPファンド創設に係る補助金の請求予定額	1部	様式は「別紙J」を用いること。請求書、領収書等の写し、支払指図書、支払明細書等を提出

6 補助金請求時に東京都に提出する書類等は次のとおりとする。

提出書類	必要部数	備考
東京版EMPファンド創設に係る補助金の請求書	1部	様式は「別紙K」を用いること
投資家向け運用報告書	1部	決算時における投資家向けの運用報告書を提出すること。補助金請求時までには、運用報告書の作成がなされていない場合には、作成後速やかにこれを提出すること

(注1) 押印する者が内国法人でない場合、自署にて代用することができる。

(注2) 書類を作成する上で、参照する情報が、外貨表記されている場合、「別紙A 参

加申込書 兼 誓約書」から「別紙H 投資対象EM選定報告」に関しては当該書類作成日の5営業日前の為替レートにより円換算すること。また、「別紙I 東京版EMPファンド資産運用業務実績報告書（四半期報告書）」は報告対象期間末の為替レート、「別紙I 東京版EMPファンド資産運用業務実績報告書（年次報告書）」から「別紙K 東京版EMPファンド創設に係る補助金の請求書」は、「第10 本事業における実施規則」に記載の為替レートを使用する。ここで、為替レートとは、東京都指定金融機関の電信売買相場の仲値（午前10：00 外国為替公示相場）を指す。

第13 その他

- 1 本事業は、EMP関連費用の一部補助を通じて、EMの育成を図るものであり、任務懈怠の場合を除き、運営事業者、投資対象EMは運用の成果に関して東京都より責任を問われることはない。
- 2 東京版EMPファンドへの補助金の対象となった支払いに関して、領収書の改竄、過剰請求等の不適切な処理がなされていることが発覚した場合、運営事業者は単独又は共同で東京都に対して、東京都が東京版EMPファンドに関連して支給した補助金の一部又は全額を返還しなければならない。
- 3 運営事業者は、本要綱に定めるもののほか、東京都が定める本事業の実施について必要な規則を遵守する必要がある。
- 4 東京版EMPファンドの運営主体は民間事業者であり、東京都の役割は、東京版EMPファンドを運営する民間事業者を公募し、経費の一部を負担するものである。したがって、東京都は東京版EMPファンドの運用結果に関し何ら責任を負わない。

平成 年 月 日

参加申込書 兼 誓約書

東京都知事 殿

平成30年度東京都「東京版EMPファンド創設」に係る補助金に関する「東京版EMPファンド運営事業者」として認定されることを希望いたします。そのため、選定委員会に参加いたします。

平成30年度東京都「東京版EMPファンド創設」に係る補助金に関する「東京版EMPファンド運営事業者」認定の申請を行うに当たり、当該申請により事業に従事する者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

この誓約に違反又は相違があり、平成30年度東京都「東京版EMPファンド創設」に係る補助金交付要綱第15の規定により補助金等の交付決定の取消しを受けた場合において、同要綱第15の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

また、東京版EMPファンドの運用主体は民間事業者であり、東京都の役割は、新興資産運用業者へ資金を拠出する民間事業者を公募し、経費の一部を負担するものです。したがって、東京都が東京版EMPファンドの運用結果に関し何ら責任を負わないことに同意いたします。

ただし、新規ファンドの場合、現時点でファンドの設定を約束するものではありません。

ゲートキーパー

年 月 日

住所

氏名

印

国内機関投資家 1

年 月 日

住所

氏名

印

国内機関投資家 2

年 月 日

住所

氏名

印

国内機関投資家 3

年 月 日

住所

氏名

印

* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

運営事業者の概要

国内機関投資家・ゲートキーパーの別	国内機関投資家・ゲートキーパー
名称	
所在地	
代表者	印
担当部署	
担当者氏名	
電話番号	
FAX	
Eメール	
URL	

事業の内容					
過去3期の決算状況と 今期の見込み	(単位:百万円)				
		年 月期	年 月期	年 月期	年 月期 (予)
	全体収益				
	経常損益				
	当期純損益				
	純資産				
	総資産				
負債総額					
組織体制又は組織図					
代表者の経歴	役職: 氏名: 経歴:				
マネーロンダリング、 暴力団等の反社会的 勢力を排除する方法 (考え方)					

業務提案書

第1 機関投資家の概要	
国内機関投資家 1	1 名称
	2 東京版EMPファンドへの最大拠出可能額
	3 総資産額（平成29年度末）
国内機関投資家 2	1 名称
	2 東京版EMPファンドへの最大拠出可能額
	3 総資産額（平成29年度末）
国内機関投資家 3	1 名称
	2 東京版EMPファンドへの最大拠出可能額
	3 総資産額（平成29年度末）
国内機関投資家候補	1 名称
	2 東京版EMPファンドへの最大拠出可能額
	3 総資産額（平成29年度末）
補助金対象外の投資家 （参考）	1 名称
	2 東京版EMPファンドへの最大拠出可能額
	3 総資産額（平成29年度末）
第2 ゲートキーパー（含むアドバイザー）の概要	
1 名称	
2 これまでの資産運用業務の運営実績 （1）運用可能なアセットクラス （2）経営戦略 （3）業務運営に対する知見、専門知識、その他アピールできる能力等	
3 これまでのゲートキーパーとしての新興資産運用業者の育成実績	
4 東京版EMPファンドでの新興資産運用業者の育成計画	
第3 東京版EMPファンドのスキーム概要	

1 東京版EMPファンドの名称（既存の場合）、又は新規設定予定日		
2 EMP関連費用の支払予定先		
機関	名称	EMP関連費用の概算額 （※1）
ゲートキーパー		
信託銀行（※2）		
トラスティ（※3）		
カストディアン（※3）		
アドミニストレーター（※3）		
合計		
※1 平成30年度決算		
※2 東京EMPファンドが国内籍私募投信の場合		
※3 東京EMPファンドが外国籍私募投信の場合		
3 補助金の申請予定者（受給者）（国内機関投資家、又はゲートキーパーの別）		
4 東京版EMPファンドの運用手法（予定）		
（1）投資対象EMの発掘方法		
（2）投資対象EM1社当たりの投資金額（上限・下限）		
（3）投資対象EMの運用方針、投資対象		
（4）投資対象EMのベンチマーク又は目標収益率、リスク（標準偏差）		
（5）本投資におけるモニタリング手法、リスク管理手法		
5 「第10-2 補助金額の算出（2）」に記載のEMP関連費用の按分方法		

1 「業務提案書」を記載する上での前提

- （1）東京都の公金を原資とする補助金を活用するため、要件確認、報告及び検査といった必要手続に協力すること
- （2）東京都の認定した「東京版EMPファンド運営事業者」として、東京版EMPファンドを適切に運営するといった観点から、業務提案書を作成すること

2 注意事項

- （1）業務提案書の記載に当たっては、上記項目を全て盛り込むこと
- （2）資料の作成等、参加に必要な経費は応募者の負担とする。
- （3）提出書類は、いずれも返却しない。不要となった書類の廃棄については、東京都が責任をもって行う。
- （4）必要と認める場合には、追加資料を徴求することがある。
- （5）提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- （6）業務提案書の様式は任意とするが、記載内容の項番等（項番の順序を含む）につ

いては、上記の通りとする。

- (7) 東京都が必要資料を別途明確に要求した場合を除き、書類提出期間後の追加資料提出は一切認めない。

平成 年 月 日

スキーム図

「第4 事業スキーム」のスキーム例を参考に、スキーム図を作成すること。必要に応じ、業務運営に関連する資料を添付してもよい（書式自由）。

平成 年 月 日

補助金の交付申請書

東京都知事 殿

所在地

会社名

代表者

_____ 印

平成 30 年度東京都「東京版 EMP ファンド創設」に係る補助金交付要綱第 7 につき、下記のとおり申請いたします。

記

1 補助事業の目的及び内容

「東京版 EMP ファンド」(ファンド名称: _____) の創設、運営

2 当該補助金申請に係る事業の期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

3 補助金申請額 (予定)

_____ 千円

(※) 消費税及び地方消費税相当額は除く。

4 EMP関連費用（予定）

_____ 千円

(※) 消費税及び地方消費税相当額は除く。

5 東京版EMPファンドへの投資予定額（平成31年3月末までの予定）

_____ 百万円

6 業務提案書提出時からの変更点

7 補助金申請者の別途提出書類（様式は任意）

(1) 補助金申請者の名称及び所在地
(2) 補助金申請者の営む主な事業 (※)
(3) 補助金申請者の資産及び負債に関する事項 (※)
(4) EMP関連費用のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
(5) 補助事業等の効果
(6) 補助事業等に関して生じる収入金に関する事項

(※) 補助金申請者の直近の事業報告書又は有価証券報告書等の別添も可

8 補助金の振込先（予定）

金融機関名： 支店名： 口座番号：(普・当) 振込先名：

平成 年 月 日

東京版EMPファンド業務開始報告書

東京都知事 殿

運営事業者（ゲートキーパー）

氏名（業務責任者）

印

1 東京版EMPファンド名称

2 東京版EMPファンドの認定日（既存ファンドの場合）又は業務開始日（新規に設定したファンドの場合）

平成 年 月 日

別途、関連契約書のコピー等を添付いたします。

平成 年 月 日

補助金の交付申請の撤回に係る届出書

東京都知事殿

会社名

代表者

印

平成30年度東京都「東京版EMPファンド創設」に係る補助金の交付申請の撤回について

平成 年 月 日付 交付決定通知のあった標記補助金の交付申請は、下記の理由により撤回したいので、平成30年度東京都「東京版EMPファンド創設」に係る補助金交付要綱第9の規定に基づき届け出ます。

記

(撤回の理由)

投資対象EMの選定報告書

東京都知事 殿

運営事業者（ゲートキーパー）

氏名（業務責任者）

印

1 「投資対象EM」名称	
2 金融庁（関東財務局） 登録番号	
3 投資開始日	
4 投資金額	(百万円)
5 投資時点（※）における 投資対象EM（グループ 会社を含む）の運用残高	(百万円) (平成 年 月 日時点)

（※）投資決定時直近の月末とする。

別途、投資対象EMに関連する書類等を添付いたします。

投資対象EMが投資助言・代理業者の場合、投資運用業又は適格投資家向け投資運用業の登録に関する計画： _____

平成 年 月 日

東京版EMPファンド資産運用業務実績報告書

(四半期報告書・年次報告書)

運営事業者（ゲートキーパー）

氏名（業務責任者）

印

1 報告対象期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

2 報告内容

(1) ゲートキーパーが報告対象期間において投資を検討した投資対象EMのファンド数（約定しなかったものを含む）	(件)
(2) 報告対象期間中に新規に投資を開始した投資対象EMのファンド数	(件)
(3) 報告対象期間中の東京版EMPファンドの基準価額の変動率又は収益率（IRR法）	(%)
(4) 報告対象期間末時点での東京版EMPファンドの運用残高	(百万円)
(5) 報告対象期間末時点での東京版EMPファンド中の投資対象EMの運用残高	(百万円)
(6) 報告対象期間末時点での東京版EMPファンド中の投資対象EMのファンド数	(件)

(注) 年次報告書を提出する場合は、上記の報告書に加え下記3から5の項目も記載の上東京都に提出すること

3 EMP関連費用の内訳(※1)

機関	名称	EMP関連費用 (円)	補助金請求予定額 (千円)(※2)
ゲートキーパー			
国内信託銀行			
トラスティ			
カストディアン			
アドミニストレーター			
合計			

(※1) EMP関連費用の根拠となった証書類を併せて提出すること

(※2) 補助金請求予定額は、EMP関連費用の2分の1の金額とする。ただし、補助金額の合計は、年間3億円を上限とし、千円未満は切り捨てる。

4 各々の国内機関投資家に帰属するEMP関連費用の計算(※)

(計算過程)

(※) 複数の機関投資家が共同で投資する場合、各々の国内機関投資家に帰属するEMP関連費用の按分計算を示すこと

5 各々の機関投資家に帰属するEMP関連費用の金額と補助金請求予定額

	EMP関連費用 (円)	補助金請求予定額 (千円)(※1)
国内機関投資家 1		
国内機関投資家 2		
国内機関投資家 3		
その他(※2)		
合計		

平成 年 月 日

東京版EMPファンド創設に係る補助金の請求予定額

会社名

代表者

_____ 印

1 対象期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

2 補助金請求予定額

_____ (千円)

(※1) EMP関連費用の根拠となった証票類を併せて提出すること

(※2) 消費税及び地方消費税相当額は除く。

3 補助金の振込先 (予定)

金融機関名：

支店名：

口座番号：(普・当)

振込先名：

平成 年 月 日

東京版EMPファンド創設に係る補助金の請求書

会社名

代表者

_____ 印

1 対象期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

2 補助金請求額

_____ (千円)

(※) 消費税及び地方消費税相当額は除く。

3 補助金の振込先

金融機関名：

支店名：

口座番号：(普・当)

振込先名：